

許可番号 11021113990

産業廃棄物処分業許可証

住所 岩手県盛岡市乙部5地割158番地1

氏名 盛岡産資株式会社 代表取締役 村上 敬樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

盛岡市 内 記

許可の年月日 令和 7年 9月 14日

許可の有効年月日 令和 13年 9月 13日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理 (圧縮・切断)

収集・運搬産業廃棄物 (自動車等破砕物を除く。)

・廃プラスチック類

・金属くず

・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は修繕に伴って生じたものを除く。)

及び陶磁器くず

(2) 中間処理 (圧縮・切断)

収集・運搬産業廃棄物 (自動車等破砕物を除く。)

・廃プラスチック類

・金属くず

・ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は修繕に伴って生じたものを除く。)

及び陶磁器くず

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設 (圧縮機等)

ア 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割158番、159番、160番、161番、162番、163番、164番、165番1、165番2、165番3及び167番

イ 設置年月日 平成 17年 7月 29日

ク 処理能力 約1.5t/日 (約1.5t/時間)

カ 設置許可年月日 平成 17年 9月 14日

キ 設置許可番号 別表のとおり

ク 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割158番、159番、160番、161番、162番、163番、164番、165番1、165番2、165番3及び167番

以下余白

(以下、別表記載)

イ 設置年月日 平成 17年 4月 27日

ク 処理能力 廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。)、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は修繕に伴って生じたものを除く。)

エ 設置許可年月日 平成 17年 9月 14日

カ 設置許可番号 別表のとおり

ク 設置場所 岩手県盛岡市乙部5地割158番、159番、160番、161番、162番、163番、164番、165番1、165番2、165番3及び167番

以下余白

3. 許可の条件

以下余白

4. 許可の変更又は変更の状況

平成 17年 9月 14日 当初許可

平成 20年 10月 2日 変更届出受理 (事業範囲の変更許可)

平成 20年 10月 3日 変更届出許可

平成 22年 9月 14日 変更届出受理

平成 23年 11月 21日 変更届出許可

平成 27年 9月 14日 変更届出受理

令和 元年 6月 4日 変更届出許可

令和 3年 9月 14日 変更届出受理

令和 7年 9月 14日 変更届出許可

令和 13年 9月 13日 変更届出許可

以下余白

5. 別表第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

(以下、別表記載)

別表 (保管施設の概要)

所在地: 岩手県盛岡市乙部5地割158番、159番、160番、161番、162番、163番、164番、165番1、165番2、165番3及び167番

保管物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管容量 (t)	備考
廃プラスチック類	2.0	172.5	200.33	70.1	屋外保管
金属くず	2.0	172.5	175.66	198.6	屋内保管
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は修繕に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.2	6.84	8.2	8.2	屋内保管 (コンテナ)
廃プラスチック類	2.5	81.0	110.0	38.5	屋外保管
金属くず	3.0	103.0	324.0	366.1	屋内保管
ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は修繕に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず	1.2	6.84	8.2	8.2	屋内保管 (コンテナ)

以下余白

収入印紙

産業廃棄物収集運搬及び処分委託基本契約書

排出事業者: (以下「甲」という。)

収集運搬及び処分業者: 盛岡産資株式会社 (以下「乙」という。)

甲の事業場: から排出される

産業廃棄物の収集及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業の範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎ 収集・運搬に関する事業範囲

〔産業〕

許可都道府県・政令市: 岩手県

許可の有効期限: 令和11年9月8日

事業範囲: 許可証のとおり

許可の条件: 許可証のとおり

許可番号: 00301113950

許可番号:

◎ 処分に関する事業範囲

〔産業〕

許可都道府県・政令市: 盛岡市

許可の有効期限: 令和12年9月13日

事業区分: 中間処理 (圧縮・切断)

産業廃棄物の種類: 許可証のとおり

許可の条件: 許可証のとおり

許可番号: 11021113950

許可番号:

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び委託単価は、次のとおりとする。

◎ 収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価 (税抜)

種類	産業廃棄物収集運搬業許可書のとおり
数量	t車
単価	円/回

◎ 処分に関する種類、数量及び委託単価 (税抜)

種類	廃プラスチック類	廃プラスチック類 (スタイロ)	金属くず	ガラス、コンクリート陶磁器くず
数量	kg	本	枚	kg
単価	円/kg	円/本	円/枚	円/kg

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称: 盛岡産資株式会社

所在地: 岩手県盛岡市乙部5地割158番他10筆

処分の方法: 中間処理 (圧縮・切断)

施設の処理能力: 別添...産業廃棄物処分業許可証のとおり

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分 (予定) を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
※別添				

5. (収集・運搬過程における積替保管) (注: 契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

☑ ①乙は甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

☐ ②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

☐ ③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物と混合してはならない。なお積替保管の場所においては選別は行わないこととする。

積替保管施設の所在地: _____

積替保管施設の保管上限: _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。

以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(令和7年4月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

キ 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

ク その他取扱いの注意事項

許可番号 00301113950

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県盛岡市乙部5地割158番地1

氏名 盛岡産資株式会社 代表取締役 村上 敬樹

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 道 達 拓 樹

許可の年月日 令和 8年 9月 9日

許可の有効年月日 令和 11年 9月 8日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

収集・運搬産業廃棄物 (圧縮・切断産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であることを除く。)

・紙くず

・繊維くず

・廃プラスチック類

・金属くず

・ガラスくず

・コンクリートくず

・陶磁器くず

・その他

以下余白

(2) 積替・保管を含むもの

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の変更又は変更の状況

平成 16年 9月 9日 当初許可

平成 18年 2月 16日 事業範囲の変更許可 (産業廃棄物の種類に繊維くず、木くず、廃プラスチック類等を含むこと。)

平成 21年 9月 9日 更新許可

平成 23年 5月 11日 事業範囲の変更許可 (産業廃棄物の種類に紙くず、繊維くず、陶磁器くず等を含むこと。)

以下余白

(以下、別表記載)

平成 23年 11月 30日 変更届出受理

(1) 名称を盛岡産資資源株式会社に変更したこと。

(2) 代表者を佐々木博から変更したこと。

平成 26年 6月 9日 更新許可

令和 元年 9月 9日 更新許可

令和 4年 5月 10日 変更届出受理 (代表者を村上一夫から変更したこと。)

令和 6年 9月 9日 更新許可

以下余白

4. 積替と許可 (盛岡市の許可) の有無 無

以下余白

5. 別表第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白

乙からの中間処理後の最終処分（再生を含み）場所（予定）

1 乙での再生品目

処分先 （許可番号等）	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
11021113950	乙の施設	許可証の通り	圧縮・切断	許可証の通り

再生品目	金属くず			
売却先等	東京鐵鋼株式会社	所在地	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番4	

2 乙での中間処理後の再生（委託）先

廃棄物の種類	処分方法	処分先 （許可番号等）	中間処分施設名称	施設所在地	処理能力	備考 （利用方法等）
廃プラスチック類	破碎	00424002851	株式会社サニックスホールディングス多賀城工場	宮城県多賀城市宮内2丁目3番地3	300 t / 日	発電燃料
廃プラスチック類	圧縮固化	0423005189	株式会社オガワエコノス仙台工場	宮城県黒川郡大和町松坂平八丁目3番13	69.84 t / 日	R P F 燃料
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	00329173183	株式会社エコテックワールド岩手	岩手県二戸市仁佐平字沖野71番地3	48 t / 日	セメント原料
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物	焼却・溶融	12221144955	東京鐵鋼株式会社	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76番4	60t/日	再生路盤

3 乙からの最終処分（委託）先

安：安定型埋立処分場 管：管理型埋立処分場 遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分方法	処分先 （許可番号等）	最終処分施設名称	施設所在地	処理能力	備考 （利用方法等）
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	管	05440052901	仙台環境開発株式会社	宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木457-1外37筆	4,916,088㎡	最終処分先
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	管	05430009062	株式会社ジャバンクリーン	宮城県仙台市青葉区芋沢字青野木109番1他43筆	1,781,648㎡	
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	安	00332013978	有限会社長谷川重機	岩手県北上市湯沢3地割3番1他32筆	117,987㎡	

4 乙からの再中間処理（委託）先及びその後の最終処分（再生含む）場所

再：再生

廃棄物の種類	処分方法	処分先 （許可番号等）	中間処分施設名称	施設所在地	処理能力	備考 （利用方法等）
廃プラスチック類	焼却	00329146787	いわて県北クリーン株式会社	岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番34及び48番57	87.9 t / 日	最終処分先
燃え殻	管	00333033226	一般財団法人クリーンいわて事業団	岩手県奥州市江刺市青森字大田田13番地、172番3及び字大田田13番5、117番1、117番2、118番1、123番3、123番4、135番、173番、176番及び135番	1,328,980㎡	
燃え殻	再	00320007084	太平洋セメント株式会社	岩手県大船渡市赤崎町字跡浜21-6	16,000t/日	
燃え殻	管	00231115450	株式会社ウィズウェイストジャパン	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花49番1他44筆、字大久保3番2他10筆	1,664,000㎡	最終処分先

廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	焼却・焼成	12220142285	奥羽クリーンテクノロジー株式会社	青森県八戸市豊洲3番19	焼却 40t/日 焼成 61t/日	最終処分先
燃え殻	再	12220020058	八戸セメント株式会社	青森県八戸市大字新井田字堀入3番10、下田神郷1番3、4番1、7番1、11番1、秋田県下河原2番1、秋田県日本川長瀬1番1	1689.6 t / 日	
燃え殻	管	00231115450	株式会社ウィズウェイストジャパン	青森県三戸郡三戸町大字斗内字立花49番1他44筆、字大久保3番2他10筆	1,664,000㎡	

廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	焼却	08620010535	ユナイテッド計画株式会社リサイクルワークス秋田事業所	秋田県秋田市向浜一丁目1番42	95 t / 日	最終処分先
燃え殻	管	08640041278	株式会社東環	秋田県秋田市金足黒川字黒川山1番地81他	2,004,179㎡	

廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	破碎・切断・選別	08620103813	株式会社ストーン	秋田県秋田市寺内字神屋敷295番地40	149.52 t / 日	最終処分先
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず	管	秋田県	秋田県環境保全センター	秋田県大仙市協和上淀川雨地沢45	1,072,000㎡	

廃プラスチック類	焼却	00426029589	株式会社築館クリーンセンター	宮城県栗原市築館上高森49番地4他4筆	52.75t/日	造粒固化
燃え殻	再	0426029589	株式会社築館クリーンセンター高清水エコプラザ	宮城県栗原市高清水中の沢25-1	257.8 t / 日	

廃プラスチック類	焼却	00220125698	有限会社ループ	青森県三沢市大字三沢字戸崎101番1366、101番1435	16t/日	最終処分先
燃え殻	管	00230134320	株式会社青森クリーン	青森県むつ市大字奥内字二又山1-1	473,270㎡	

2. 甲は委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合の、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び過度の情報を通知する。なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する。（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）の「容器貼付用ラベル」参照。）
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めたとおり、公的検査機関又は環境計量証明所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類：
指示する時期又は回数：
第4条(甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、また過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が生じた場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。
- 第5条(再委託の禁止)
- 乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条(義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条(委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれ運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票又は電子マニフェストの運搬終了報告で、処分業務については、マニフェストD票又は電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。

- 第8条(業務の一時停止)
- 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。
- 第9条(報酬・消費税・支払い)
1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。
4. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払い方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

- 第10条(内容の変更)
- 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。
- 第11条(機密保持)
- 甲、乙は、この契約に関して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。
- 第12条(契約の解除)
1. 甲及び乙は相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

- (1)乙の業務違反により甲が解除した場合
- イ乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わせるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。
- (2)甲の義務違反により乙が解除した場合
- 乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条(協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議これを取り決めるものとする。

第14条(契約期間)(注:契約当事者の都合により下記の①②のいずれかを選択すること)

① この契約は、有効期限を令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 年とし、期間満了の1カ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

② この契約は、有効期限を令和 年 月 日から令和 年 月 日までのとする。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、甲は原本を1通、乙は写しを1通保有する。

令和 年 月 日

甲

印

乙 岩手県盛岡市乙部5地割158番地1

盛岡産資源株式会社

代表取締役 村上 毅樹

印